平成２３年（フ）第４４号
岐阜県下呂市宮地2000番地
債務者　山﨑　和浩
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
岐阜県下呂市小川1166番地８
債務者　田口　勝彦
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町８丁目420―76、住民票上の住所滋賀県彦根市高宮町2837番地
債務者　上田　源三
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２５号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町８丁目420―76、住民票上の住所滋賀県彦根市高宮町2837番地
債務者　上田　弘三
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４２号
大津市北大路３丁目25番32―115号
債務者　孔明こと　辰巳　孔二
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４５号
大津市中庄１丁目４番28号　シャンブル12―106
債務者　仲野　英明
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５４号
滋賀県近江八幡市馬淵町1382番地７
債務者　後藤　匡仁
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５６号
大津市野郷原１丁目10番１―A101号
債務者　田邊　正宏
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５８号
滋賀県栗東市上鈎283番地１
債務者　西川　順子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６３号
滋賀県草津市北山田町1283番地４
債務者　木村　英幸
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７３号
滋賀県守山市勝部２丁目５番46号　生活ホーム翼
債務者　住本真由美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８２号
滋賀県東近江市桜川西町155番地２
債務者　川島　拓也
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第８３７号
京都市山科区御陵四丁野町32番地２　みささぎプチハイツ202号室、前住所京都市山科区音羽千本町７番地９　第二若葉荘７号室
債務者　南　　一秀
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目９番10号
債務者　木村　泳子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４８号
兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目30番１―504号
債務者　宮元菜保美（旧姓左近充）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５６号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町16番28号
債務者　根来　久子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３２号
奈良市大安寺７丁目６番16―205号
債務者　仲川　知弘
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２５２号
奈良県桜井市大字桜井844番地
債務者　やおげんこと　小細　和政
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
奈良地方裁判所